

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和7年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	203,900 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,275,104 千円

(単位：千円)

事	業	名	経	費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業		37,597	797	0	16,508	3,614	16,678	
	障害者福祉事業		428,904	252,539	60,000	3,410	20,119	92,836	
	児童福祉事業		732,462	340,726	131,500	38,881	39,426	181,929	
	母子福祉事業		29,320	12,993	0	12,755	636	2,936	
	小計		1,228,283	607,055	191,500	71,554	63,795	294,379	
社会保険	介護保険事業		264,327	17,322	0	0	43,994	203,011	
	国民健康保険事業		113,608	59,297	0	0	9,673	44,638	
	後期高齢者医療事業		299,737	59,331	0	0	42,819	197,587	
	小計		677,672	135,950	0	0	96,486	445,236	
保健衛生	健康増進事業		2,171	340	0	21	322	1,488	
	病院事業		307,353	0	62,000	40,665	36,457	168,231	
	疾病予防事業		44,744	40	0	14,120	5,447	25,137	
	医療提供体制確保事業		14,881	300	3,300	3,471	1,391	6,419	
	小計		369,149	680	65,300	58,277	43,617	201,275	
合	計		2,275,104	743,685	256,800	129,831	203,898	940,890	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。